

平成30年度  
第10次相模原市交通安全計画  
施策取組状況報告書

相模原市

## 目 次

第1章 第10次相模原市交通安全計画の概要	1
1 計画の位置付け及び計画期間	1
2 計画の目的(基本的な考え方)	1
3 計画の目標	2
4 計画における重点取組	2
(1) 自転車交通安全対策の施策	2
(2) 高齢者の交通安全対策の施策	3
5 交通安全の対策	3
(1) 交通安全対策を進める視点	3
(2) 交通安全対策の施策	3
第2章 平成30年度交通安全施策の取組状況	5
1 交通事故の状況	5
2 交通安全対策の平成30年度取組状況	7
施策1 道路交通環境の整備	7
施策2 交通安全思想の普及徹底	8
施策3 安全運転の確保	9
施策4 車両の安全性の確保	9
施策5 道路交通秩序の維持	10
施策6 救急医療体制等の充実と推進	10
施策7 被害者支援の充実と推進	11
施策8 鉄道交通の安全と踏切道における交通の安全	11
3 総括及び課題等	12
計画目標に対する実数値	12
4 第10次相模原市交通安全計画取組状況及び予定一覧	13
【参考資料】	
1 交通事故の推移	20
(1) 事故件数	20
(2) 死者数	20
(3) 負傷者数	21
(4) 自転車の交通事故件数	21
(5) 高齢者の交通事故件数	22

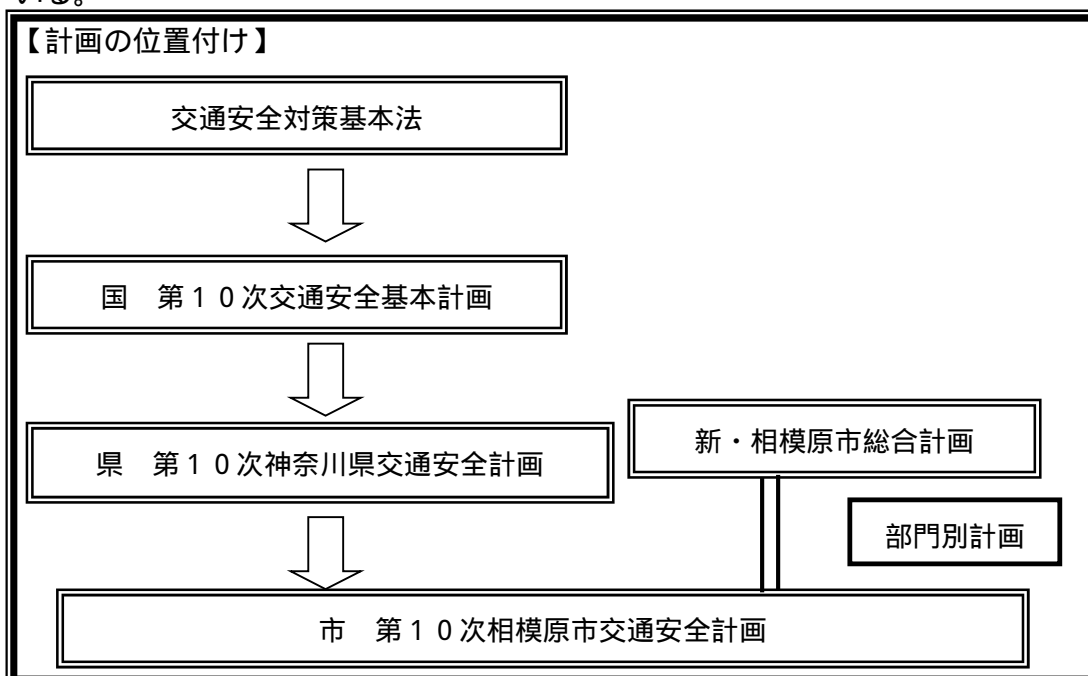
## 第1章 第10次相模原市交通安全計画の概要

### 1 計画の位置付け及び計画期間

第10次相模原市交通安全計画は、交通安全対策基本法に基づき策定する交通安全計画で、国が策定した第10次交通安全基本計画及び神奈川県が策定した第10次神奈川県交通安全計画に基づき、本市が講ずべき交通安全に関する施策の大綱を定めたものである。

また、本計画は、新・相模原市総合計画の部門別計画に位置付けられており、その他本市の行政計画等と整合を図り策定している。

なお、計画期間については、平成28年度から平成32年度までの5年間としている。



### 2 計画の目的（基本的な考え方）

・人命尊重の理念の下、「交通事故のない社会」という究極目標を目指して、交通安全対策に取り組む。

・子どもや高齢者等の交通弱者を思いやる「人優先」の交通安全思想を基本とした施策を推進する。

・歩行者や自転車利用者等の「人」に対する交通安全意識の高揚を図る啓発活動、「交通環境」面では、道路網・交通安全施設設備等の充実など、効果的な施策を推進する。

・関係機関・団体等の緊密な連携を図り、市民との協働による交通安全推進体制に基づき、交通安全活動を効果的に推進する。

### 3 計画の目標

- (1) 平成 32 年までに全交通事故件数を 2,520 件以下にする。

(平成 27 年 2,787 件 平成 32 年 2,520 件以下へ)

緑区	中央区	南区
(平成 27 年 661 件) 600 件以下	(平成 27 年 1,172 件) 1,060 件以下	(平成 27 年 954 件) 860 件以下

- (2) 平成 32 年までに自転車の交通事故件数を 620 件以下にする。

(平成 27 年 874 件 平成 32 年 620 件以下へ)

緑区	中央区	南区
(平成 27 年 187 件) 135 件以下	(平成 27 年 368 件) 260 件以下	(平成 27 年 319 件) 225 件以下

- (3) 年間の高齢者人口 1 万人当たりの交通事故件数を 50 件以下にする。

(平成 27 年 54 件 毎年 50 件以下)

緑区	中央区	南区
(平成 27 年 54 件) 50 件以下	(平成 27 年 62 件) 50 件以下	(平成 27 年 46 件) 46 件以下

- (4) 年間の 24 時間死者数を 10 人以下にする。

(平成 27 年 11 人 毎年 10 人以下)

### 4 計画における重点取組

- (1) 自転車交通安全対策の施策

- ・事故危険箇所対策等の推進
- ・歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進
- ・自転車利用環境の整備
- ・公共交通関連施策の推進
- ・段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
- ・交通安全市民運動の推進
- ・自転車の安全利用の推進
- ・反射材用品等の普及促進
- ・交通安全に関する民間団体等の主体的活動の促進
- ・自転車の安全性の確保
- ・交通の指導・取締りの確保

- (2) 高齢者の交通安全対策の施策
  - ・高齢者、障害者等の安全に資する歩行者空間等の整備
  - ・歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進
  - ・高齢者に対する交通安全教育の推進
  - ・交通安全市民運動の推進
  - ・高齢者事故防止運動の推進
  - ・反射材用品等の普及促進
  - ・交通安全に関する民間団体等の主体的活動の促進

## 5 交通安全の対策

- (1) 交通安全対策を進める視点
  - ・高齢者及び子どもの安全確保
  - ・歩行者及び自転車の安全確保
  - ・生活道路における安全確保
  - ・市民との連携・協働

### (2) 交通安全対策の施策

#### 施策1 道路交通環境の整備

- (1)生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
- (2)幹線道路における交通安全対策の推進
- (3)交通安全施設等整備事業の推進
- (4)効果的な交通規制の促進
- (5)自転車利用環境の整備
- (6)公共交通関連施策の推進
- (7)災害に備えた道路交通環境の整備
- (8)総合的な駐車対策の推進
- (9)交通安全に寄与する道路交通環境の整備

#### 施策2 交通安全思想の普及徹底

- (1)段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
- (2)効果的な交通安全教育の推進
- (3)交通安全に関する普及啓発活動の推進
- (4)交通安全に関する民間団体等の主体的活動の促進
- (5)住民の参加・協働の推進

施策3 安全運転の確保

- (1)運転者教育等の充実
- (2)エコドライブ等の推進

施策4 車両の安全性の確保

- (1)自動車の点検整備の充実
- (2)自転車の安全性の確保

施策5 道路交通秩序の維持

- (1)交通の指導・取締りの強化等
- (2)安全・安心パトロール等の強化

施策6 救急医療体制等の充実と推進

- (1)救急体制の充実・強化と推進
- (2)救急医療機関等との緊密な連携の推進

施策7 被害者支援の充実と推進

- (1)交通事故相談活動
- (2)交通事故被害者等に対する支援

施策8 鉄道交通の安全と踏切道における交通の安全

- (1)鉄道の交通安全
- (2)踏切道における交通の安全

## 第2章 平成30年度交通安全施策の取組状況

本市では、交通安全対策を効果的に推進していくため、国の「第10次交通安全基本計画」及び県の「第10次神奈川県交通安全計画」を踏まえ、平成28年度から平成32年度までの5年間に本市が講ずべき交通安全に関する施策の大綱である「第10次相模原市交通安全計画」を定め、交通安全に関する施策に取り組んでいる。

本計画では、国や県における目標を踏まえ、本市の目標を定め、目標達成に向け8つの施策と26の細施策を掲げ取り組んでおり、ここでは、本計画に基づき、平成30年度の取組状況について報告している。

なお、目標の達成結果と施策に対する評価については、計画期間の最終年度に行うものとする。

### 1 交通事故の状況

(平成30年交通事故の特徴)

- ・ 交通事故件数については、2,546件で、平成29年の2,770件から224件減少した。
- ・ 死者数については、14人で、過去最少となった平成28年と比較して10人増加したものの、昨年より2人減少した。
- ・ 死亡事故14件のうち、自転車に関係する事故は5件で、高齢者が関係する事故は4件であった。
- ・ 自転車の交通事故件数については、771件で平成29年の860件から89件減少し、全交通事故件数に占める割合は、30.3%で前年(31.0%)より減少しているものの、県内の23.2%と比較して非常に高い。
- ・ 高齢者の交通事故件数については802件で平成29年の886件から84件減少し、全交通事故件数に占める割合は、31.5%で前年(32.0%)より減少しており、県内の33.2%と比較して若干低い。

平成30年における目標の達成状況

■■■■・・・計画で目標設定し未達成の項目

( )内数値は前年数値からの増減

■■■■・・・計画で目標設定し達成した項目

	目標1		目標2		目標3		目標4
	全交通事故 件数 H30	達成率 基準値 H27	自転車事故 件数 H30	達成率 基準値 H27	高齢者事故 件数 H30	基準値 H27	死者数 H30
	達成率	計画 目標値 H32	達成率	計画 目標値 H32	高齢者 人口 1万人 当たり	計画 目標値 (毎年)	計画目標 (毎年) 10人以下
緑区	561 (-51)	661	139 (+3)	187	179 (-34)	54	3 (-3)
	163.9%	600	92.3%	135	39.3	50	
中央区	1,041 (-144)	1,172	328 (-63)	368	331 (-31)	62	6 (+3)
	117.0%	1,060	37.0%	260	51.3	50	
南区	944 (-29)	954	304 (-29)	319	292 (-11)	46	5 (-2)
	10.6%	860	16.0%	225	42.6	46	
計	2,546 (-224)	2,787	771 (-89)	874	802 (-84)	54	14 (-2)
	90.3%	2,520	40.6%	620	44.9	50	

全交通事故件数及び自転車交通事故件数の下段にある割合(%)については、平成30年の交通安全計画目標値に対する達成率

$$\text{達成率} = ((\text{基準値}) - (\text{H30 実績})) / ((\text{基準値}) - (\text{計画目標})) \times 100$$



## 2 交通安全対策の平成30年度取組状況

### 施策1 道路交通環境の整備

#### 1 主な取組

- 交通事故多発地点など、必要性の高い箇所について、道路標識等、カーブミラー、カラーシート舗装、道路照明灯、防護柵等の交通安全施設を整備した。
- 通学路の安全な道路交通環境整備に当たっては、道路利用者の視点を生かすことが重要なことから、通学路交通安全プログラムに基づき、学校、PTA等で主体的に行っている通学路実地踏査及び改善要望に対して支援を行った。
- JR相模線沿線駅周辺無料自転車駐車場について、利用しやすい施設への改善と併せた有料化を公益財団法人自転車駐車場整備センターと連携して進め、平成30年度は、番田駅に有料自転車駐車場を整備した。

コミュニティバスや乗合タクシーを運行し、交通不便地区における、高齢者等移動制約者の安全な移動手段を確保し、道路交通の円滑化を図った。

子どもたちの路上での遊戯等による交通事故の防止のため、公園の整備や子どもセンター・児童館の運営等を行った。

#### 2 今後の取組等

- 交通事故多発地点など、必要性の高い箇所について、道路標識等、カーブミラー、カラーシート舗装、道路照明灯、防護柵等の交通安全施設を整備する。
- 学校、PTA等で主体的に行っている通学路実地踏査及び改善要望に対する支援を行う。
- JR相模線駅周辺無料自転車駐輪場について、利用しやすい施設への改善と併せた有料化を進め、令和元年度中に南橋本駅に有料自転車駐車場を整備する。

コミュニティバスや乗合タクシーを運行し、交通不便地区における、高齢者等移動制約者の安全な移動手段を確保し、道路交通の円滑化を図る。

子どもたちの路上での遊戯等による交通事故の防止のため、公園の整備や子どもセンター・児童館の運営等を行う。

## 施策2 交通安全思想の普及徹底

### 1 主な取組

自転車の秩序ある利用の推進及び安全に利用できる環境の形成に寄与することを目的として平成29年12月に「相模原市安全に安心して自転車を利用しようよ条例」を制定し、平成30年7月に自転車損害賠償保険等の加入義務が施行となった。

- 防犯交通安全指導員が実施する交通安全教室の開催など、幼児、小・中学生、高齢者等、ライフステージに応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を推進した。
- スケアード・ストレイト事業や自転車シミュレーターを活用したイベントの実施等、参加・体験・実践型の教育方法を積極的に活用した。  
春の全国交通安全運動等の各季の運動期間を中心に、警察・関係団体等と連携したキャンペーン等、各種啓発活動を実施した。
- 高齢者に対し、加齢による身体特性の変化について自覚を促すため、運転適性検査及び認知・判断力診断講習を実施した。  
交通事故発生箇所や、地域で危険と思われる箇所について現地調査した内容を講習に取り入れる、民間団体のノウハウを生かした実践的な交通安全教室を昨年度から引き続き継続実施した。

### 2 今後の取組等

自転車損害賠償保険等の加入義務化をはじめとする「相模原市安全に安心して自転車を利用しようよ条例」の内容について一層周知する。

各区安全・安心まちづくり推進協議会を中心とした各区の交通事故等の状況に応じた取組を行う。

- 幼児、小・中学生、高齢者等、ライフステージに応じた段階的かつ体系的交通安全教育を推進する。
- 自転車の交通安全教育として効果的なスケアード・ストレイト事業や自転車シミュレーターを活用したイベントの実施等、参加・体験・実践型の教育方法を積極的に活用する。  
春の全国交通安全運動等の各季の運動期間を中心に、警察・関係団体等と連携したキャンペーン等、各種啓発活動を実施する。
- 高齢者に対し、加齢による身体特性の変化について自覚を促すため、運転適性検査及び認知・判断力診断講習を実施する。  
交通安全を目的とした団体の主体的な活動を支援し、それぞれの立場に応じた交通安全活動が効果的かつ積極的に行われるよう調整を図る。

### 施策3 安全運転の確保

#### 1 主な取組

- 自転車の安全運転については、学校、関係機関・団体に呼びかけ、自転車シミュレーター等を活用した参加・体験・実践型の実技講習を開催した。
- 市民桜まつり等のイベントにおいて、エコドライブシミュレーターを活用したエコドライブ体験等、自動車運転者等に対し、エコドライブの普及啓発活動を推進した。

#### 2 今後の取組等

- 主に自転車の安全運転については、学校、関係機関・団体に呼びかけ、自転車シミュレーター等を活用した参加・体験・実践型の実技講習を開催する。
- イベントにおいて、エコドライブシミュレーターを活用したエコドライブ体験等、自動車運転者等に対し、エコドライブの普及啓発活動を推進する。

### 施策4 車両の安全性の確保

#### 1 主な取組

- 安全運転管理者会等との連携により、各種キャンペーンを通じ、安全運転の徹底を図った。
- 自転車を定期的に点検整備する意識を向上させるため、警察・関係団体等と連携し、通行者の自転車の点検を行った。

#### 2 今後の取組等

- 安全運転管理者会等との連携により、各種キャンペーンを通じ、安全運転の徹底を図る。
- 自転車を定期的に点検整備する意識を向上させるため、警察・関係団体等と連携し、通行者の自転車の点検等を行う。

## 施策5 道路交通秩序の維持

### 1 主な取組

- 地域情報誌やラジオ番組を活用し、交通安全・防犯に関する情報を発信するなど、広報啓発活動を実施した。
- 毎月20日の「市民交通安全の日」等に、通学路において青パトカーを使用した安全・安心パトロールを実施した。  
通学路に学童通学安全指導員を配置するほか、地域住民による児童の見守り活動を実施する団体に経費の一部を助成した。

### 2 今後の取組等

- 地域情報誌やラジオ番組を活用し、交通安全・防犯に関する情報を発信するなど、広報啓発活動を実施した。
- 毎月20日の「市民交通安全の日」等に、通学路において青パトカーを使用した安全・安心パトロールを実施する。  
通学路に学童通学安全指導員を配置する他、地域住民による児童の見守り活動を実施する団体に経費の一部を助成する。

## 施策6 救急医療体制等の充実と推進

### 1 主な取組

- 傷病者の救命率の向上を図るため、高度な救命処置ができる救急救命士を新たに養成し、既存の救急救命士に対しても充実した再教育を行った。
- 現場におけるバイスタンダーによる応急手当により、救命効果の向上が図られることから、AEDの使用など応急手当についての普及を目的とした講習会を開催した。

### 2 今後の取組等

- 高度な救命処置ができる救急救命士を新たに養成し、既存の救急救命士に対しても充実した再教育を行う。
- 応急手当を実施できる市民を増やし、救急現場において、市民による応急手当が早期に施されることで、救命、後遺症の軽減を図る。

## 施策7 被害者支援の充実と推進

### 1 主な取組

- 県、関係機関・団体等との連携を密にし、交通事故被害者等からの相談に適切に応じられるよう、弁護士による交通事故相談事業を実施した。
- 交通遺児への生活支援の一環として、見舞金を給付するほか、学校の入学・卒業時の激励金や学用品代として、市社会福祉協議会が寄付金の分配を行った。  
自転車事故の被害者の救済に向け、「相模原市安全に安心して自転車を利用しようよ条例」に規定する自転車損害賠償保険等への加入義務化について、チラシ等を作成し、周知・加入促進を図った。

### 2 今後の取組等

- 交通事故被害者等からの相談に適切に応じられるよう、弁護士による交通事故相談事業の円滑な運営を図る。
- 交通遺児への生活支援の一環として、見舞金を給付する他、学校の入学・卒業時の激励金や学用品代として、市社会福祉協議会が寄付金の分配を行う。  
自転車事故の被害者の救済に向け、「相模原市安全に安心して自転車を利用しようよ条例」に規定する自転車損害賠償保険等への加入義務化について、チラシ等を作成し、周知・加入促進を図る。

## 施策8 鉄道交通の安全と踏切道における交通の安全

### 1 主な取組

- 鉄道利用者等に関する事故を未然に防止するため、ホームドアの設置やバリアフリー化等、駅施設の整備について、鉄道事業者に対し要望書を提出した。

### 2 今後の取組等

- 鉄道利用者等に関する事故を未然に防止するため、鉄道施設等の安全性の向上や安全な運行について鉄道事業者に対し要望する。

### 3 総括及び課題等

平成 30 年は、全交通事故件数、死者数、自転車関係する交通事故件数、高齢者が関係する交通事故件数のいずれも、平成 29 年と比較して減少した。

しかしながら、自転車関係する交通事故の割合は、県内の状況と比較して非常に高く、指定場所一時不停止や交差点での安全不確認など交通違反や危険な運転が行われている状況であることや自転車活用推進法が施行され、自転車利用者の一層の安全対策についての対応が求められていること、また、全交通事故に占める高齢者が関係する交通事故の割合が高い傾向であること、更には平成 27 年に掲げた目標に対して未達成の部分が多いことから、本計画の重点取組として掲げている自転車及び高齢者の交通安全対策について、より一層の取組が求められている。

こうしたことから、平成 29 年 12 月に制定された「相模原市安全に安心して自転車を利用しよう条例」に基づいた自転車の安全利用の促進とともに、高齢者が係わる交通事故の中でも特に社会的問題にもなっている高齢ドライバーによる交通事故防止に向け、引き続き関係各課・団体と連携し、重点的に取り組んでいく必要がある。

#### 【計画目標に対する実数値】

項目	(基準値) 平成 27 年	平成 29 年	平成 30 年	目標値
全交通事故 発生件数	2,787 件	2,770 件	2,546 件	平成 32 年までに 2,520 件
自転車の交通事故 発生件数	874 件	860 件	771 件	平成 32 年までに 620 件
高齢者人口 1 万人 あたりの事故件数	54 件	50.8 件	44.9 件 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">達成</span>	毎年 50 件以下
死者数	11 人	16 人	14 人	毎年 10 人以下

4 第10次相模原市交通安全計画取組状況(H30年度)及び予定(令和元年度)一覧

1 道路交通の環境整備

施策名及び細施策名		平成30年度取組状況		令和元年度取組予定	
(1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備					
施策内容	ア 生活道路における交通安全対策の推進	<p>啓発看板等の促進</p> <p>路側帯のカラー化</p> <p>生活道路における交通安全対策推進施策(ゾーン30)の路面標示</p> <p>信号機の整備</p>	<p>(各区役所地域振興課)</p> <p>自治会やPTA等に対し、交通事故危険箇所へ設置する啓発看板や指導旗等を配布した。</p> <p>(中央区役所地域振興課)啓発看板等:13団体、21枚 指導旗等:13団体、117本</p> <p>(南区役所地域振興課)啓発看板等:53枚 指導旗等:113本</p> <p>(緑区役所地域振興課)啓発看板等:32枚 指導旗等:102本</p>	<p>啓発看板等の促進</p> <p>路側帯のカラー化</p> <p>生活道路における交通安全対策推進施策(ゾーン30)の路面標示</p> <p>信号機の整備</p>	<p>(緑・南区役所地域振興課)</p> <p>自治会やPTA等に対し、交通事故危険箇所へ設置する啓発看板や電柱幕を配布する。</p> <p>(中央区役所地域振興課)</p> <p>自治会やPTA等に対し、交通事故危険箇所へ設置する啓発看板や指導旗等を配布する。</p> <p>生活道路の安全対策が必要なエリアにおいて、地域・学校・警察等と連携して、安全対策の検討を進め、令和2年度の対策実施を目指す。</p>
	イ 通学路における交通安全の確保	<p>無電柱化推進事業</p> <p>放置自転車等の撤去</p> <p>通学路実地踏査及び改善要望に対する支援</p>	<p>(路政課・各土木事務所)</p> <p>2642m</p> <p>予定無し</p> <p>(道路整備課)</p> <p>信号機の整備</p> <p>・市道相原76号</p> <p>(障害政策課)</p> <p>音響信号機の設置を神奈川県及び神奈川県警に要望(市内14箇所)</p>	<p>無電柱化推進事業</p> <p>放置自転車等の撤去</p> <p>通学路実地踏査及び改善要望に対する支援</p> <p>生活道路エリア対策の実施</p>	<p>(路政課・各土木事務所)</p> <p>850m</p> <p>0箇所</p> <p>(道路計画課)</p> <p>生活道路エリア対策の推進</p> <p>(道路整備課)</p> <p>信号機の整備</p> <p>・なし</p> <p>(障害政策課)</p> <p>音響信号機の設置を神奈川県及び神奈川県警に要望</p>
	ウ 高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備		<p>(道路整備課)</p> <p>無電柱化推進事業</p> <p>・県道46号(相模原茅ヶ崎)</p> <p>・都市計画道路 相模原二ツ塚線</p> <p>・市道相模水川</p> <p>計3路線</p> <p>(道路計画課)</p> <p>道路法第37条に基づく(道路の占用制限の開始(占用制限範囲) 神奈川県地域防災計画で定めている緊急輸送道路)</p>	<p>(道路整備課)</p> <p>無電柱化推進事業</p> <p>・市道相模水川</p> <p>(道路計画課)</p> <p>(仮称)相模原市無電柱化推進計画の策定</p>	<p>(道路整備課)</p> <p>無電柱化推進事業</p> <p>・市道相模水川</p> <p>(道路計画課)</p> <p>(仮称)相模原市無電柱化推進計画の策定</p>
	エ 無電柱化の推進		<p>(都市整備課)</p> <p>放置自転車の移動台数(旧相模原市域) 3,089台</p> <p>(路政課・各土木事務所)</p> <p>11台</p> <p>(学務課)</p> <p>学校、PTA等で主体的に行っている通学路実地踏査及び改善要望書に対し、道路管理者及び所轄の警察署等に対策を依頼するなど、支援を行った。実地踏査実施校9校、改善要望提出校26校</p>	<p>(都市整備課)</p> <p>放置自転車の移動(旧相模原市域)</p> <p>(路政課・各土木事務所)</p> <p>随時対応</p> <p>(学務課)</p> <p>通学路交通安全プログラムに基づき、学校、PTA等で主体的に行っている通学路実地踏査及び改善要望書に対し、道路管理者及び所轄の警察署等に対策を依頼するなど、支援を行う。</p>	<p>(都市整備課)</p> <p>放置自転車の移動(旧相模原市域)</p> <p>(路政課・各土木事務所)</p> <p>随時対応</p> <p>(学務課)</p> <p>通学路交通安全プログラムに基づき、学校、PTA等で主体的に行っている通学路実地踏査及び改善要望書に対し、道路管理者及び所轄の警察署等に対策を依頼するなど、支援を行う。</p>
(2) 幹線道路における交通安全対策の推進					
施策内容	ア 事故危険箇所対策等の推進	<p>道路標識の設置</p> <p>カーブミラーの設置</p> <p>カラーニット舗装の整備</p> <p>道路照明灯の設置</p>	<p>(路政課・各土木事務所)</p> <p>11基</p> <p>114基</p> <p>5箇所</p> <p>2基</p> <p>204m</p> <p>12箇所</p> <p>5箇所</p>	<p>道路標識の設置</p> <p>カーブミラーの設置</p> <p>カラーニット舗装の整備</p> <p>道路照明灯の設置</p>	<p>(路政課・各土木事務所)</p> <p>12基</p> <p>117基</p> <p>15箇所</p> <p>3基</p> <p>250m</p> <p>12箇所</p> <p>市道</p>
	イ 幹線道路における交通規制	<p>防護柵の設置</p> <p>自発光式道路紙の設置</p> <p>道路改良事業(国道・県道・都市計画道路・市道の整備)</p>	<p>(路政課・各土木事務所)</p> <p>市道</p> <p>・市道下九沢大島(下九沢51号)</p> <p>・市道上青根上野田釜立</p> <p>・市道宮原中野</p> <p>・市道東原3号</p> <p>計4路線</p>	<p>防護柵の設置</p> <p>自発光式道路紙の設置</p> <p>道路改良事業(国道・県道・都市計画道路・市道の整備)</p>	<p>(路政課・各土木事務所)</p> <p>市道</p> <p>・市道下九沢大島</p> <p>・市道青根上野田釜立</p> <p>・市道宮原中野</p> <p>計3路線</p>
	ウ 適切に機能分担された道路網の整備		<p>(道路整備課)</p> <p>道路改良事業</p> <p>国道・県道</p> <p>・国道413号</p> <p>・県道46号(相模原茅ヶ崎)</p> <p>・県道48号(上大島)</p> <p>・県道51号(町田厚木)</p> <p>・県道510号(長竹川尻)</p> <p>都市計画道路</p> <p>・宮上横山線</p> <p>・相模原二ツ塚線</p>	<p>(道路整備課)</p> <p>道路改良事業</p> <p>国道・県道</p> <p>・国道413号</p> <p>・県道52号(相模原町田)</p> <p>・県道510号(長竹川尻)</p> <p>都市計画道路</p> <p>・宮上横山線</p> <p>・相模原二ツ塚線</p> <p>市道</p>	<p>(道路整備課)</p> <p>道路改良事業</p> <p>国道・県道</p> <p>・国道413号</p> <p>・県道52号(相模原町田)</p> <p>・県道510号(長竹川尻)</p> <p>都市計画道路</p> <p>・宮上横山線</p> <p>・相模原二ツ塚線</p> <p>市道</p>
	エ 改築等による交通事故対策の推進		<p>(市道)</p> <p>・市道新戸相武台</p> <p>・市道相原76号ほか</p> <p>・市道淵野辺中和田</p> <p>計10路線</p>	<p>(市道)</p> <p>・市道新戸相武台</p> <p>・市道淵野辺中和田</p> <p>計9路線</p>	<p>(市道)</p> <p>・市道新戸相武台</p> <p>・市道淵野辺中和田</p> <p>計9路線</p>
(3) 交通安全施設等整備事業の推進					
施策内容	ア 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進	<p>バリアフリー乗降場の設置</p> <p>歩行者動線との段差解消</p> <p>通学路実地踏査及び改善要望に対する支援(再掲)</p> <p>交通安全対策に関する情報共有</p>	<p>(路政課・各土木事務所)</p> <p>4箇所</p> <p>8箇所</p> <p>(学務課)</p> <p>1(1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備 参照</p> <p>交通安全対策に関する情報共有</p>	<p>バリアフリー乗降場の設置</p> <p>歩行者動線との段差解消</p> <p>通学路実地踏査及び改善要望に対する支援(再掲)</p> <p>交通安全対策に関する情報共有</p>	<p>(路政課・各土木事務所)</p> <p>0箇所</p> <p>0箇所</p> <p>(学務課)</p> <p>1(1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備 参照</p> <p>交通安全対策に関する情報共有</p>
	イ 交通安全施設等の計画的な維持管理	<p>交通安全運動等の実施</p>	<p>(中央区役所地域振興課)</p> <p>区内の自転車事故対策、自転車盗難及び自転車の安全で秩序ある利用の促進を図るため、高校・交通安全関係団体・警察署と連携した中央区自転車事故対策連絡会内において、自転車事故等対策について情報交換・連携を図った。</p>	<p>交通安全運動等の実施</p>	<p>(中央区役所地域振興課)</p> <p>区内の自転車事故対策、自転車盗難及び自転車の安全で秩序ある利用の促進を図るため、中央区安全・安心まちづくり推進協議会自転車事故対策専門部会において、高校・交通安全関係団体・警察署と連携し、自転車事故等対策の推進を図る。</p>
	ウ 道路交通環境整備への住民参加の促進		<p>(各区役所地域振興課)</p> <p>春の全国交通安全運動(4/6~4/15)、</p> <p>夏の交通安全事故防止運動(7/11~7/20)、</p> <p>秋の全国交通安全運動(9/21~9/30)、</p> <p>年末の交通安全事故防止運動(12/11~12/20)、</p> <p>九都県市一斉自転車マナーアップ運動(5月)、</p> <p>自転車安全運転マナーアップキャンペーン(5月、10月)</p> <p>安全・安心パトロール(8月を除く毎月20日)</p> <p>高齢者交通安全事故防止運動、二輪車交通安全事故防止運動、暴走族追放運動、飲酒運転根絶運動、違法駐車追放運動の各種交通安全運動において、交通安全関係団体と連携し、チラシや物品配布等による啓発活動を実施した。</p> <p>(中央区役所地域振興課)</p> <p>中央区自転車マナーアップデー(4/11、5/9、9/12、10/10)において、交通安全関係団体と連携し、チラシや物品配布等による啓発活動を実施した。</p>	<p>(各区役所地域振興課)</p> <p>春の全国交通安全運動(4/6~4/15)、</p> <p>夏の交通安全事故防止運動(7/11~7/20)、</p> <p>秋の全国交通安全運動(9/21~9/30)、</p> <p>年末の交通安全事故防止運動(12/11~12/20)、</p> <p>九都県市一斉自転車マナーアップ運動(5/11~5/20)、</p> <p>夏の交通安全事故防止運動(7/11~7/20)、</p> <p>秋の全国交通安全運動(9/21~9/30)、</p> <p>年末の交通安全事故防止運動(12/11~12/20)</p> <p>高齢者交通安全事故防止運動、二輪車交通安全事故防止運動、暴走族追放運動、飲酒運転根絶運動、違法駐車追放運動の各種交通安全運動を通じ、市ホームページへ掲載や、チラシ・物品配布等による啓発活動を実施する。</p> <p>(中央区役所地域振興課)</p> <p>中央区自転車マナーアップデー(4/10、6/12、9/11、11/13)において、交通安全関係団体と連携し、チラシや物品配布等による啓発活動を実施する。</p>	
	エ 国際化社会に対応した道路交通環境の整備				
(4) 効果的な交通規制の促進					
施策内容	ア 地域の特性に応じた交通規制	<p>交通規制の要請</p>	<p>(緑区役所地域振興課)</p> <p>交通規制等要望への対応を行った。</p> <p>(中央区役所地域振興課)</p> <p>交通規制等の要望・陳情の対応</p>	<p>交通規制の要請</p>	<p>(緑区役所地域振興課)</p> <p>交通規制等要望への対応を行う。</p> <p>(中央区役所地域振興課)</p> <p>交通規制等の要望・陳情の対応</p>
	イ 安全で機能的な都市交通確保のための交通規制		<p>(南区役所地域振興課)</p> <p>交通規制の要望・陳情の受付</p>		<p>(南区役所地域振興課)</p> <p>交通規制等の要望・陳情の受付</p>

(5) 自転車利用環境の整備		主な事業	取組内容	主な事業	取組内容
施策内容	ア 自転車通行環境ネットワークの形成	自転車駐車場の整備 自転車通行環境整備事業	(都市整備課) 自転車駐車場の整備 JR相模線沿線駅周辺無料自転車駐車場について、利用しやすい施設への改善と併せた有料化を公益財団法人自転車駐車場整備センターと連携して進め、平成30年度は、番田駅に有料自転車駐車場を整備した。	自転車駐車場の整備 自転車通行環境整備事業	(都市整備課) 自転車駐車場の整備 JR相模線沿線駅周辺無料自転車駐車場について、利用しやすい施設への改善と併せた有料化を公益財団法人自転車駐車場整備センターと連携して進め、令和元年度中に南橋本駅に有料自転車駐車場を整備。
	イ 歩行者・自転車の通行区分の明確化		(道路計画課) 自転車通行環境の地元調整、設計、整備に向けた協議		(道路計画課) 自転車通行環境の地元調整、設計、整備に向けた協議
	ウ 自転車駐車場・駐車スペースの確保		整備完了箇所：市道橋本駅西口 150m 市道相模大野 350m 市道相原76号 320m		
(6) 公共交通関連施策の推進		主な事業	取組内容	主な事業	取組内容
施策内容	ア 公共交通機関利用の促進	交通需要マネジメント(TDM)の推進 コミュニティバス等の導入 バス利用の活性化対策 モビリティ・マネジメント(MM)の推進	(交通政策課) 交通需要マネジメント(TDM)の推進 橋本駅南口において相模原北警察署との合同による一般車及び企業バスの適正利用の啓発活動(8月・9月) コミュニティバス等の導入 ・大沢地区コミュニティバスの本格運行を継続 ・大野北地区コミュニティバスの運行内容の見直し ・内郷地区乗合タクシーの本格運行を継続 ・根小屋地区乗合タクシーの本格運行を継続 ・吉野・与瀬地区乗合タクシーの本格運行を継続 ・牧野地区は、乗合タクシーを暫定運行すると共に、乗合タクシーに代わる新たな公共交通の検討を実施 バス利用の活性化対策 ・ノスタップバスの導入補助を実施 MMの推進 ・大野北地区の地域イベントにおいて、コミュニティバスの利用促進を目的として、バスの展示や乗り方教室、利用意向アンケートの実施	交通需要マネジメント(TDM)の推進 コミュニティバス等の導入 バス利用の活性化対策 モビリティ・マネジメント(MM)の推進	(交通政策課) 交通需要マネジメント(TDM)の推進 橋本駅南口において相模原北警察署との合同による一般車及び企業バスの適正利用の啓発活動(7月・10月) コミュニティバス等の導入 ・大沢地区コミュニティバスの本格運行を継続 ・スボーツ・レクリエーションゾーンの本格運行内容の見直し ・内郷地区乗合タクシーの本格運行を継続 ・根小屋地区乗合タクシーの本格運行を継続 ・吉野・与瀬地区乗合タクシーの本格運行を継続 ・牧野地区は、デマンド交通の実証運行に関する検証を実施し、継続運行に関して検討 バス利用の活性化対策 ・ノスタップバスの導入補助を実施 MMの推進 ・大野北地区の地域イベントにおいて、コミュニティバスの利用促進を目的として、バスの展示や乗り方教室、利用意向アンケートの実施
	イ 自動車利用の効率化				
(7) 災害に備えた道路交通環境の整備		主な事業	取組内容	主な事業	取組内容
施策内容	ア 災害に備えた道路の整備	橋梁の耐震対策の推進 法面防災対策の推進 道路管理情報システム等、道路交通状況提供装置の整備	(路政課・土木事務所) 耐震補強7橋 点検219箇所、対策実施箇所0箇所 2箇所	橋梁の耐震対策の推進 法面防災対策の推進 道路管理情報システム等、道路交通状況提供装置の整備	(路政課・土木事務所) 6箇所 点検222箇所、対策実施箇所5箇所 3箇所
	イ 災害発生時における交通規制				
(8) 総合的な駐車対策の推進		主な事業	取組内容	主な事業	取組内容
施策内容	ア 秩序ある駐車対策の推進	違法駐車等防止対策	(交通・地域安全課) 相模原駅、相模大野駅、橋本駅の3駅において、概ね毎月1回、定期的に違法駐車台数調査を実施した。	違法駐車等防止対策	(交通・地域安全課) 相模原駅、相模大野駅、橋本駅の3駅において、概ね毎月1回、定期的に違法駐車台数調査を実施する。
	イ 違法駐車対策の推進		(緑・中央区役所地域振興課) 違法駐車に関する要望に対応した。		(緑・中央区役所地域振興課) 違法駐車に関する要望に対応する。
	ウ 駐車場等の整備				
	エ 違法駐車を排除しようとする気運の醸成・高揚				
(9) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備		主な事業	取組内容	主な事業	取組内容
施策内容	ア 道路交通情報の充実	「住区基幹公園」、「都市基幹公園」の整備 こどもセンター・児童館・児童クラブ放課後子ども教室の運営 道路点検パトロール 路上放置自動車の撤去 不法看板等の撤去	(公園課) 公園の整備等 ・スポーツ・レクリエーションゾーン整備事業 スボーツ・レクリエーションゾーン(約10ha)について、造成工事、電気設備工事等を実施 (こども・若者支援課) こどもセンターの運営 市内24箇所、開館時間：午前9時から午後5時 年末年始及びこどもセンター休館日(偶数月の第3日曜日)を除く ・児童館の運営 市内23箇所、開館時間：平日午後1時から午後5時 土・日・学校長期休業日 午前9時から午後5時 年末年始を除く ・児童室の運営 市内1箇所、開館時間：午後1時から午後5時 月曜・祝日・年末年始を除く ・児童クラブの運営 市内68箇所(こどもセンター内・独立施設・小学校内余剰教室にて運営) 開設時間：平日 授業終了時から午後6時 (延長は午後7時まで) 土・学校長期休業日 午前8時から午後6時 (延長は午後7時まで) 日・祝日・年末年始を除く 対象：小学校1年生から3年生の児童 (支援が必要な児童は小学校6年生まで) ・放課後子ども教室(教室実施型)の運営 市内4箇所(学校施設) 開設時間：平日授業終了時から午後5時 土・日・祝日・年末年始・学校長期休業日を除く (中央小のみ学校長期休業日も実施) 対象：小学校1年生から6年生の児童 ・放課後子ども教室(事業実施型)の運営 市内46箇所(こどもセンター、児童館) 開設時間：任意の事業実施日・時間 対象：小学校1年生から6年生の児童	「住区基幹公園」、「都市基幹公園」の整備 こどもセンター・児童館・児童クラブ放課後子ども教室の運営 道路点検パトロール 路上放置自動車の撤去 不法看板等の撤去	(公園課) 公園の整備等 ・スポーツ・レクリエーションゾーン整備事業 スボーツ・レクリエーションゾーン(約10ha)について、給排水衛生設備、芝生広場、屋外トイレ、人工芝フィールド等の工事を実施 (こども・若者支援課) こどもセンターの運営 市内24箇所、開館時間：午前9時から午後5時 年末年始及びこどもセンター休館日(偶数月の第3日曜日)を除く ・児童館の運営 市内23箇所、開館時間：平日午後1時から午後5時 土・日・学校長期休業日 午前9時から午後5時 年末年始を除く ・児童室の運営 市内1箇所、開館時間：午後1時から午後5時 月曜・祝日・年末年始を除く ・児童クラブの運営 市内68箇所(こどもセンター内・独立施設・小学校内余剰教室にて運営) 開設時間：平日 授業終了時から午後6時 (延長は午後7時まで) 土・学校長期休業日 午前8時から午後6時 (延長は午後7時まで) 日・祝日・年末年始を除く 対象：小学校1年生から3年生の児童 (支援が必要な児童は小学校6年生まで) ・放課後子ども教室(教室実施型)の運営 市内4箇所(学校施設) 開設時間：平日授業終了時から午後5時 土・日・祝日・年末年始・学校長期休業日を除く (中央小のみ学校長期休業日も実施) 対象：小学校1年生から6年生の児童 ・放課後子ども教室(事業実施型)の運営 市内47箇所(こどもセンター、児童館) 開設時間：任意の事業実施日・時間 対象：小学校1年生から6年生の児童
	イ 道路の占用の適正化等				
	ウ 子どもの遊び場等の確保				
	エ 道路法に基づく通行の禁止又は制限		(路政課・各土木事務所) 市道 週4～5回(直営) 国県道 週2～3回(委託) 2台 167枚	(路政課・各土木事務所) 市道 週4～5回(直営) 国県道 週2～3回(委託) 2台 随時対応	
	オ 地域に応じた交通安全の確保				



2 交通安全思想の普及徹底

施策名及び細施策名		平成30年度取組状況		令和元年度取組予定	
(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進		主な事業	取組内容	主な事業	取組内容
施策内容	ア 幼児に対する交通安全教育の推進	交通安全教室の実施 スクアード・ストレイト事業の実施	(交通・地域安全課) 防犯交通安全指導員による交通安全教室の実施 回数：284回、参加者数：27,299人 協働事業提案制度事業による(株)セルクルと協働での交通安全講習会の実施 回数：12回(8学校4団体) (中央区役所地域振興課) 小学生に対する交通安全教育 入学式において、児童及び保護者に、相模原市安全に安心して自転車を利用しよう条例の周知を図るとともに、家庭での交通安全教育についての声かけによる意識啓発を実施した。 中学生に対する交通安全教育 中学3年生向け交通安全啓発チラシの作成及び配布を行った。	交通安全教室の実施 スクアード・ストレイト事業の実施 スクアード・ストレイト補助事業の実施	(交通・地域安全課) 防犯交通安全指導員による交通安全教室の実施 (生涯学習課) 平成30年度、公民館における「成人学級」は12館、「高齢者学級」は25館で実施されており、今年度も同等数の学級が開催される見込みだが、市民が主体となって学級内容を計画しているため、交通安全に係る取組が予定されるか否かは現段階では確認できない。 (中央区役所地域振興課) 幼児の保護者に対する交通安全教育 幼稚園・保育園を通じて幼児の保護者向け交通安全啓発チラシの作成及び配布 小学生に対する交通安全教育 入学式において、児童及び保護者に、相模原市安全に安心して自転車を利用しよう条例の周知を図るとともに、家庭での交通安全教育についての声かけによる意識啓発を実施する 小中学生に対する交通安全教育 小中学生向け交通安全啓発チラシの作成及び配布 高校生に対する交通安全教育 中央区自転車マナーアップデー 区内交差点において、自転車利用中の高校生を対象とし、交通事故防止の意識啓発を実施 新高校1年生向け交通安全啓発チラシの作成及び配布 地域における交通安全教育の推進 交通安全活動を推進するため、交通安全推進団体に交付金を交付する。
	イ 小学生に対する交通安全教育の推進	教科・領域における安全指導	相模原市安全に安心して自転車を利用しよう条例と関連付け、家庭において適切な指導・助言を行うよう、地域の会合等で呼びかけを実施した。	教科・領域における安全指導	高齢者に対する交通安全教育 高齢ドライバー向けに運転適性検査及び認知・判断力診断講習を実施する。 相模原市安全に安心して自転車を利用しよう条例と関連付け、家庭において適切な指導・助言を行うよう、地域の会合等で呼びかけを実施する。
	ウ 中学生に対する交通安全教育の推進		(緑区役所地域振興課) スクアード・ストレイト事業 県立高等学校1校で実施した。 (中央区役所地域振興課) スクアード・ストレイト事業 県立高等学校1校県立上溝南高校で実施(10/2) (南区役所地域振興課) スクアード・ストレイト事業 県立高等学校1校で実施(麻溝台高校)	(緑区役所地域振興課) スクアード・ストレイト事業 県立高等学校1校で実施する。 (中央区役所地域振興課) スクアード・ストレイト事業 県立相模原名高校で実施 (南区役所地域振興課) スクアード・ストレイト事業 県立高等学校1校で実施(相模原中等教育学校)	
	エ 高校生に対する交通安全教育の推進		(南区役所地域振興課) 自治会等が自主的に実施するスクアード・ストレイト事業の経費の補助(2団体)	(緑区役所地域振興課) 自治会等が自主的に実施するスクアード・ストレイト事業の経費の補助(3団体)	
	オ 成人に対する交通安全教育の推進		(学校教育課) 保健学習における交通安全教育を行った。 ・小学校5年生...「交通事故の防止」危険を予測し、正しい判断をして安全に行動すること、車の特徴や安全な環境づくりについて学習した。 ・中学校2年生...「交通事故の発生要因」交通事故による傷害は、人的要因・環境要因及びそれらの相互のかかりによって発生することについて学習した。「交通事故の危険予測と回避」交通事故による傷害を防止するためには、人的要因や環境要因に関わる危険を予測し、それぞれの要因に対して適切な対策を行うことについて学習した。 交通安全週間等における登下校時の街頭指導を実施した。 下校時の引率による歩行指導を実施した。 長期休業前の交通安全指導を実施した。 保険加入の義務化について、児童・生徒への周知を行った。	(学校教育課) 保健学習における交通安全教育 ・小学校5年生...「交通事故の防止」危険を予測し、正しい判断をして安全に行動すること、車の特徴や安全な環境づくりについて学習する。 ・中学校2年生...「交通事故の発生要因」交通事故による傷害は、人的要因・環境要因及びそれらの相互のかかりによって発生することについて学習する。 「交通事故の危険予測と回避」交通事故による傷害を防止するためには人的要因や環境要因に関わる危険を予測し、それぞれの要因に対して適切な対策を行うことについて学習する。 交通安全週間等における登下校時の街頭指導配置 下校時の引率による歩行指導 長期休業前の交通安全指導 自転車保険加入の義務化について、児童・生徒への周知	
	カ 高齢者に対する交通安全教育の推進				
	キ 障害者に配慮した交通安全教育の推進				
	ク 外国人に対する交通安全教育の推進				
(2) 効果的な交通安全教育の推進		主な事業	取組内容	主な事業	取組内容
施策内容	ア 参加・体験・実践型の教育の活用	スクアード・ストレイト事業の実施(再掲)	(中央区役所地域振興課) (再掲)2(1)段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 参照 地域で実施されるイベント等で、自転車シミュレーターを活用し、交通安全の推進を図った(昨年度実績6回)。	スクアード・ストレイト事業の実施(再掲)	(緑区役所地域振興課) スクアード・ストレイト事業 県立高等学校1校で実施する。(再掲) (各区役所地域振興課) (再掲)2(1)段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 参照
	イ 資機材の貸与	自転車シミュレーターによる交通安全教室	(交通・地域安全課) 自転車シミュレーターを活用し、春期・夏期・冬期休業中(鹿沼児童交通公園)、高齢者対象、地域への出前講座による交通安全教室を実施した。	自転車シミュレーターによる交通安全教室	(交通・地域安全課) 自転車シミュレーターを活用し、春期・夏期・冬期休業中(鹿沼児童交通公園)、高齢者対象、地域への出前講座による交通安全教室を実施する。
	ウ 講師の派遣	県等との連携	(南区役所地域振興課) 区内に商業施設が多いことから、大型店舗や警察と協力し、屋上や駐車場などでの交通安全教室を開催する。	県等との連携	(各区役所地域振興課) 地域で実施されるイベント等で、自転車シミュレーターを活用し、交通安全の推進を図る。 (南区役所地域振興課) 大型店舗や警察と協力し、施設内などでの交通安全教室を開催する。

(3)交通安全に関する普及啓発活動の推進	主な事業	取組内容	主な事業	取組内容
ア 交通安全市民運動の推進	交通安全運動等の実施(再掲) 周知・啓発活動等 広報の実施	(各区地域振興課) (再掲)1(3)交通安全施設等整備事業の推進 参照 (中央区役所地域振興課) 中央区自転車マナーアップデー(4/11、5/9、9/12、10/10)において、交通安全関係団体と連携し、チラシや物品配布等による啓発活動を実施した。  (地域保健課) リーフレットの配布や着ぐるみ等による薬物乱用防止啓発活動を実施した。 第45回相模原市民桜まつり(4/7、4/8)、ダム、ゼツタイ、普及啓発活動(7/2)、津久井やまびこ祭り(10/28)、健康フェスタ(10/20)、麻薬・覚醒剤乱用防止運動(11/3)、薬物乱用防止啓発事業in相模原ギオンスタジアム(11/11)、はたちのつどい(1/14) 薬物乱用防止の啓発活動に携わっている関係者などに対して、薬物乱用防止に関する知識及び情報を提供することを目的に薬物乱用防止講習会を開催した。(2/4) 関係行政機関及び団体が連携し、効果的な薬物乱用防止対策の推進を図るため、薬物乱用防止連絡会を開催した。(5/23 参加団体26団体) 薬物乱用防止教室に講師として職員を派遣(10/30、3/8) (交通・地域安全課) 協働事業提案制度による民間団体のノウハウを生かした実践的な自転車交通安全講習会を実施した。(12回) (中央区役所地域振興課) パンフレットや啓発物品等の配布による啓発活動 第45回市民桜まつり(4/7、4/8) 高齢ドライバー向けに運転適性検査及び認知・判断力診断講習の実施(再掲) 地域で実施されるイベント等で、自転車シミュレーターを活用し、交通安全の推進を図る。(再掲) 親子ふれあいの広場において自転車シミュレーター体験などを通じて交通安全に対する意識啓発を図る。	交通安全運動等の実施(再掲) 周知・啓発活動等 広報の実施	(各区地域振興課) (再掲)1(3)交通安全施設等整備事業の推進 参照 (中央区役所地域振興課) 中央区自転車マナーアップデー(4/10、6/12、9/11、11/13)において、交通安全関係団体と連携し、チラシや物品配布等による啓発活動を実施する。  (地域保健課) リーフレットの配布や着ぐるみ等による薬物乱用防止啓発活動を実施する。 第46回相模原市民若葉まつり(5/11、5/12)、ダム、ゼツタイ、普及啓発活動(7/1)、津久井やまびこ祭り(10月)、健康フェスタ(10月)、麻薬・覚醒剤乱用防止運動(11月)、はたちのつどい(1月)、薬物乱用防止啓発事業(予定) 薬物乱用防止の啓発活動に携わっている関係者などに対して、薬物乱用防止に関する知識及び情報を提供することを目的に薬物乱用防止講習会を開催する。(1月) 関係行政機関及び団体が連携し、効果的な薬物乱用防止対策の推進を図るため、薬物乱用防止連絡会を開催する。(7月) 薬物乱用防止教室に講師として職員を派遣(予定) (中央区役所地域振興課) 幼児の保護者に対する交通安全教育 幼稚園や保育園を通じて、幼児の保護者向け交通安全啓発チラシの作成及び配布(再掲) 小中学生に対する交通安全教育 小中学生向け交通安全啓発チラシの作成及び配布(再掲) パンフレットや啓発物品等の配布による啓発活動 第46回市民若葉まつり(5/11、5/12) 高齢ドライバー向けに運転適性検査及び認知・判断力診断講習の実施(再掲) 地域で実施されるイベント等で、自転車シミュレーターを活用し、交通安全の推進を図る。(再掲) 親子ふれあいの広場において自転車シミュレーター体験などを通じて交通安全に対する意識啓発を図る。
イ 高齢者事故防止運動の推進				
ウ 自転車の安全利用の推進				
エ 二輪車事故防止運動の推進				
オ 飲酒運転根絶運動の推進				
カ 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底				
キ チャイルドシートの正しい使用の徹底				
ク 反射材用品等の普及促進				
ケ 危険ドラッグ対策の推進				
コ 効果的な広報の実施				

施策内容

(4)交通安全に関する民間団体等の主体的活動の促進		主な事業	取組内容	主な事業	取組内容
ア 地域交通安全推進団体等への支援	交通安全関係団体と連携した各種キャンペーンの実施	(南区役所地域振興課) ・南区内の高等学校・大学の学生が主体となって行う「南区学生自転車会議」を開催する。 ・相模原南警察署などの関係団体とともに啓発活動を行う。 (緑区役所地域振興課)	(南区役所地域振興課) ・南区内の高等学校・大学の学生が主体となって行う「南区学生自転車会議」を開催する。 ・相模原南警察署などの関係団体とともに啓発活動を行う。 (緑区役所地域振興課)	交通安全関係団体と連携した各種キャンペーンの実施	(南区役所地域振興課) ・南区内の高等学校・大学の学生が主体となって行う「南区学生自転車会議」を開催する。 ・相模原南警察署などの関係団体とともに啓発活動を行う。 (緑区役所地域振興課)
	相模原市安全・安心まちづくり推進協議会等を中心とした関係団体の連携	(緑区役所地域振興課) ・緑区安全・安心まちづくり推進協議会支部、交通安全協会、安全運転管理者会、交通安全母の会などの交通安全関係団体と連携し、各交通安全運動においてキャンペーン活動を実施した。	(緑区役所地域振興課) ・緑区安全・安心まちづくり推進協議会支部、交通安全協会、安全運転管理者会、交通安全母の会などの交通安全関係団体と連携し、各交通安全運動においてキャンペーン活動を実施した。	相模原市安全・安心まちづくり推進協議会等を中心とした関係団体の連携	(緑区役所地域振興課) ・緑区安全・安心まちづくり推進協議会支部、交通安全協会、安全運転管理者会、交通安全母の会などの交通安全関係団体と連携し、各交通安全運動においてキャンペーン活動を実施する。
イ 関係機関・団体等が一体となった交通安全に関する施策の展開	各種団体が実施する交通安全活動の支援	・相模原地区県立学校長会議による、相模原地区交通安全デーにおいて、自転車安全運転マナーアップキャンペーンを実施(5月、10月)した。 (中央区役所地域振興課) ・中央区安全・安心まちづくり推進協議会支部、交通安全協会、安全運転管理者会、交通安全母の会などの交通安全関係団体と連携し、各交通安全運動においてキャンペーン活動を実施。 ・相模原地区県立学校長会議相模原地区会による、相模原地区交通安全デーにおいて、自転車安全運転マナーアップキャンペーンを実施(5月、10月)。(再掲)	・相模原地区県立学校長会議による、相模原地区交通安全デーにおいて、自転車安全運転マナーアップキャンペーンを実施(5月、10月)した。 (中央区役所地域振興課) ・中央区安全・安心まちづくり推進協議会支部、交通安全協会、安全運転管理者会、交通安全母の会などの交通安全関係団体と連携し、各交通安全運動においてキャンペーン活動を実施。 ・相模原地区県立学校長会議相模原地区会による、相模原地区交通安全デーにおいて、自転車安全運転マナーアップキャンペーンを実施(5月、10月)。(再掲)	各種団体が実施する交通安全活動の支援	(中央区役所地域振興課) ・中央区安全・安心まちづくり推進協議会支部、交通安全協会、安全運転管理者会、交通安全母の会などの交通安全関係団体と連携し、各交通安全運動においてキャンペーン活動を実施する。
	交通安全活動の支援	(南区役所地域振興課) ・南区安全・安心まちづくり推進協議会支部、交通安全協会、安全運転管理者会、交通安全母の会などの交通安全関係団体と連携し、各交通安全運動においてキャンペーン活動を実施する。 ・県立学校長会議相模原地区会による、相模原地区交通安全デーにおいて、自転車安全運転マナーアップキャンペーンを実施(5月、10月)する。	(南区役所地域振興課) ・南区安全・安心まちづくり推進協議会支部、交通安全協会、安全運転管理者会、交通安全母の会などの交通安全関係団体と連携し、各交通安全運動においてキャンペーン活動を実施する。 ・県立学校長会議相模原地区会による、相模原地区交通安全デーにおいて、自転車安全運転マナーアップキャンペーンを実施(5月、10月)する。	(南区役所地域振興課) ・南区安全・安心まちづくり推進協議会支部、交通安全協会、安全運転管理者会、交通安全母の会などの交通安全関係団体と連携し、各交通安全運動においてキャンペーン活動を実施する。	(南区役所地域振興課) ・南区安全・安心まちづくり推進協議会支部、交通安全協会、安全運転管理者会、交通安全母の会などの交通安全関係団体と連携し、各交通安全運動においてキャンペーン活動を実施する。
(5)住民の参加・協働の推進	交通安全運動等の実施(再掲)	(各区役所地域振興課) 再掲1(3)交通安全施設等整備事業の推進 参照 再掲1(1)生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備 参照	(各区役所地域振興課) 再掲1(3)交通安全施設等整備事業の推進 参照 再掲1(1)生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備 参照	交通安全運動等の実施(再掲)	(各区役所地域振興課) 1(3)交通安全施設等整備事業の推進 参照 1(1)生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備 参照

### 3 安全運転の確保

施策名及び細施策名		平成30年度取組状況		令和元年度取組予定	
	主な事業	取組内容		主な事業	取組内容
(1)運転者教育等の充実	運転者教育の充実	(各区役所地域振興課) 地域で実施されるイベント等で、自転車シミュレーターを活用し、交通安全の推進を図った。(再掲)	(各区役所地域振興課) 地域で実施されるイベント等で、自転車シミュレーターを活用し、交通安全の推進を図った。(再掲)	運転者教育の充実	(各区役所地域振興課) 地域で実施されるイベント等で、自転車シミュレーターを活用し、交通安全の推進を図る。(再掲)
	エコドライブの推進	(各区役所地域振興課) (再掲)2(2)効果的な交通安全教育 参照	(各区役所地域振興課) (再掲)2(2)効果的な交通安全教育 参照	エコドライブの推進	(環境保全課) 相模原市民若葉まつり及びさがみはら環境まつり等において、エコドライブシミュレーターを活用したエコドライブ体験及び啓発品の配布を行う。
(2)エコドライブ等の推進	電気自動車充電設備の整備	(環境保全課) 相模原市民若葉まつり及びさがみはら環境まつり等において、エコドライブシミュレーターを活用したエコドライブ体験及び啓発品の配布を行った。 九都県市(埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉県・さいたま市・相模原市)合同でエコドライブ講習会を開催するほか、東名高速道路海老名サービスエリアにて啓発品の配布を行った。 神奈川県・山梨県・相模原市合同で中央自動車道談合坂サービスエリアにて啓発品の配布を行った。	(環境保全課) 相模原市民若葉まつり及びさがみはら環境まつり等において、エコドライブシミュレーターを活用したエコドライブ体験及び啓発品の配布を行った。 九都県市(埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉県・さいたま市・相模原市)合同でエコドライブ講習会を開催するほか、東名高速道路海老名サービスエリアにて啓発品の配布を行った。 神奈川県・山梨県・相模原市合同で中央自動車道談合坂サービスエリアにて啓発品の配布を行った。	電気自動車充電設備の整備	九都県市(埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉県・さいたま市・相模原市)合同でエコドライブ講習会を開催するほか、東名高速道路海老名サービスエリアにて啓発品の配布を行う。 神奈川県・山梨県・相模原市合同で中央自動車道談合坂サービスエリアにて啓発品の配布を行う。
	水素供給設備整備事業に係る補助制度の新設等	(環境政策課) 電気自動車を安心して利用できる環境を整えるため、市施設に設置した急速充電設備を一般開放した。 平成31年3月末現在設置数:4施設(計6基) 急速充電器の設置は平成22年度から	(環境政策課) 電気自動車を安心して利用できる環境を整えるため、市施設に設置した急速充電設備を一般開放した。 平成31年3月末現在設置数:4施設(計6基) 急速充電器の設置は平成22年度から	水素供給設備の整備促進	(環境政策課) 電気自動車を安心して利用できる環境を整えるため、市施設に設置した急速充電設備を一般開放する。 平成31年3月末現在設置数:4施設(計6基) 急速充電器の設置は平成22年度から
		燃料電池自動車の普及に不可欠な水素供給設備の整備促進を図るため、市内に定置式の水素供給設備を整備する事業者に対し経費の一部補助を行う。(予定件数1件) また、九都県市等、他自治体と連携し、事業者への積極的な誘致活動や、国に対し規制緩和等の要望活動を行う。	燃料電池自動車の普及に不可欠な水素供給設備の整備促進を図るため、市内に定置式の水素供給設備を整備する事業者に対し経費の一部補助を行う。(予定件数1件) また、九都県市等、他自治体と連携し、事業者への積極的な誘致活動や、国に対し規制緩和等の要望活動を行う。		

4 車両の安全性の確保

施策名及び細施策名	平成30年度取組状況		令和元年度取組予定	
	主な事業	取組内容	主な事業	取組内容
(1) 自動車の点検整備の充実	TSマークの普及促進	(交通・地域安全課) 市ホームページにTSマークの普及を目的とした記事を掲載した。 TSマークの普及等を目的としたチラシを交通安全教室や各種イベント等で配布した。 (中央区役所地域振興課) TSマークに関するリーフレットの配架及びホームページの更新 自転車マナーアップキャンペーンにおいて、関係団体との連携により、通行者の自転車の点検を行うことで、点検整備の意識の高揚を図った。 (緑区役所地域振興課) 市ホームページの緑区役所のページにて、TSマークの普及を図った。	TSマークの普及促進	(交通・地域安全課) 市ホームページにTSマークの普及を目的とした記事を掲載する。 TSマークの普及等を目的としたチラシを交通安全教室や各種イベント等で配布する。 (緑区役所地域振興課) 市ホームページの緑区役所のページにて、TSマークの普及を図る。 反射材等を啓発物品として作成し各季の交通安全運動や、キャンペーン等で配布する。 安全運転管理者会等との連携により、各種キャンペーンを通じ、安全運転の徹底を図る。
	自動車保守管理の徹底促進	(中央区役所地域振興課) 反射材等を啓発物品として作成し、各季の交通安全運動や、キャンペーン等で配布した。 安全運転管理者会等との連携により、各種キャンペーンを通じ、安全運転の徹底を図った。 (南区役所地域振興課) 神奈川県自転車商協同組合との連携により、5月の自転車マナーアップキャンペーンにおいて、通行者の自転車の点検を行うことで定期的に点検整備をする意識を醸成し、自転車の安全性の確保に努める。	自動車保守管理の徹底促進	(中央区役所地域振興課) TSマークに関するリーフレットの配架及びホームページの更新 自転車マナーアップキャンペーンにおいて、関係団体との連携により、通行者の自転車の点検を行うことで、点検整備の意識の高揚を図る。 反射材等を啓発物品として作成し、各季の交通安全運動や、キャンペーン等で配布する。 安全運転管理者会等との連携により、各種キャンペーンを通じ、安全運転の徹底を図る。 (南区役所地域振興課) 神奈川県自転車商協同組合との連携により、5月の自転車マナーアップキャンペーンにおいて、通行者の自転車の点検を行うことで定期的に点検整備をする意識を醸成し、自転車の安全性の確保に努める。
(2) 自転車の安全性の確保				

5 道路交通秩序の維持

施策名及び細施策名	平成30年度取組状況		令和元年度取組予定	
	主な事業	取組内容	主な事業	取組内容
(1) 交通の指導・取締りの強化等	学童通学安全指導員の配置	(学務課) 通学路に学童通学安全指導員を配置した。登校時74か所、下校時29か所、防犯対策4か所	学童通学安全指導員の配置	(学務課) 通学路に学童通学安全指導員を配置する。
	交通安全活動団体の活動への支援	地域住民による児童・生徒の見守り活動を実施する団体に対して経費の一部を助成した。助成団体48団体 毎月20日(8月を除く)の市民交通安全の日において、教育委員会職員等による通学路を中心とした市内の巡回パトロールを実施した。 1(1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備 参照	交通安全活動団体の活動への支援	地域住民による児童・生徒の見守り活動を実施する団体に対して経費の一部を助成する。 毎月20日(8月を除く)の市民交通安全の日において、教育委員会職員等による通学路を中心とした市内の巡回パトロールを実施する。 1(1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備 参照
(2) 安全・安心パトロール等の強化	通学路巡回パトロールの実施	(中央区役所地域振興課) 春の全国交通安全運動(4/6~4/15)、夏交通安全運動(7/11~7/20)、秋の全国交通安全運動(9/21~9/30)、年末の交通安全防止運動(12/11~12/20)、自転車マナーアップ運動(5月)、自転車安全運転マナーアップキャンペーン(5月、10月) 中央区自転車マナーアップデー(4/11、9/12、10/10) 安全・安心パトロール(8月を除く毎月20日) 高齢者交通事故防止運動、二輪車交通事故防止運動、暴走族追放運動、飲酒運転根絶運動、違法駐車追放運動の各種交通安全運動において、中央区安全・安心まちづくり推進協議会各支部、交通安全協会、安全運転管理者会、交通安全母の会等の交通安全関係団体と連携し、チラシや物品配布等による啓発活動を実施した。(再掲) 自治会員回覧用に毎月発行されている「地域情報紙」へ交通・防犯情報を掲載し、啓発活動を実施した。	通学路巡回パトロールの実施	(中央区役所地域振興課) 春の全国交通安全運動(5/11~5/20)、夏交通安全運動(7/11~7/20)、秋の全国交通安全運動(9/21~9/30)、年末の交通安全防止運動(12/11~12/20)、自転車マナーアップ運動(5月)、自転車安全運転マナーアップキャンペーン(5月、10月)、中央区自転車マナーアップデー(4/10、6/12、9/11、11/13)、安全・安心パトロール(8月を除く毎月20日)、高齢者交通事故防止運動、二輪車交通事故防止運動、暴走族追放運動、飲酒運転根絶運動、違法駐車追放運動の各種交通安全運動において、中央区安全・安心まちづくり推進協議会各支部、交通安全協会、安全運転管理者会、交通安全母の会等の交通安全関係団体と連携し、チラシや物品配布等による啓発活動を実施する。(再掲) 自治会員回覧用に毎月発行されている「地域情報紙」へ交通・防犯情報を掲載し、啓発活動を実施する。 市ホームページの「区の交通安全・防犯情報」に、各地区で実施された交通・防犯に関するイベント・キャンペーン情報等を掲載し、普及啓発を図る。(再掲) 中央区版広報紙やエフエムさがみのラジオ番組、Instagram、フェイスブックで交通安全に関する情報を発信し、普及啓発を図る。(再掲)
	通学路実地踏査及び改善要望に対する支援(再掲)		通学路実地踏査及び改善要望に対する支援(再掲)	
	自転車利用者に向けた広報啓発活動		自転車利用者に向けた広報啓発活動	
	安全・安心パトロールの実施		安全・安心パトロールの実施	
		(緑区役所地域振興課) 毎月20日(8月を除く)の市民交通安全の日において、区内の小学校を順番にパトロールを実施した。 (中央区役所地域振興課) 毎月20日(8月を除く)の市民交通安全の日において、関係団体と連携して市内の小学校を順番にパトロールを実施した。 (南区役所地域振興課) 毎月20日(8月を除く)の市民交通安全の日において、地域振興課を中心に市内の小学校を順番にパトロールを実施する。 毎月20日(8月を除く)に南区内の一地区を決め、下校時間に合わせて地区内の小学校の通学路をパトロールする。 (学校教育課) 青少年街頭指導員による下校指導を実施した。		(緑区役所地域振興課) 毎月20日(8月を除く)の市民交通安全の日において、区内の小学校を順番にパトロールを実施する。 (中央区役所地域振興課) 毎月20日(8月を除く)の市民交通安全の日において、関係団体と連携して市内の小学校を順番にパトロールを実施する。 (南区役所地域振興課) 毎月20日(8月を除く)の市民交通安全の日において、地域振興課を中心に市内の小学校を順番にパトロールを実施する。 毎月20日(8月を除く)に南区内の一地区を決め、下校時間に合わせて地区内の小学校の通学路をパトロールする。 (学校教育課) 青少年街頭指導員による下校指導

6 救急医療体制等の充実と推進

施策名及び細施策名	平成30年度取組状況		令和元年度取組予定	
	主な事業	取組内容	主な事業	取組内容
(1) 救急体制の充実・強化と推進	救急高度化に伴う救急救命士の養成 普及講習の実施 救急医療機関数	(救急課) 高度な救命処置ができる救急救命士を新たに養成し、既存の救急救命士に対しても充実した再教育を行うと共に、高度な救命処置ができる資格取得研修を行った。(薬剤投与、気管挿管、ビデオ喉頭鏡、拡大2行為、計49名)	救急高度化に伴う救急救命士の養成 普及講習の実施 救急医療機関数	(救急課) 高度な救命処置ができる救急救命士を新たに養成し、既存の救急救命士に対しても充実した再教育を行うと共に、高度な救命処置ができる資格取得研修を行う。 (救急課) 応急手当普及員の養成や救急講習等を積極的に実施することにより、応急手当を実施できる市民を増やし、救急現場において、市民による応急手当が早期に施されることで、心肺停止となった者の救命、後遺症の軽減を図る。
(2) 救急関係機関等との緊密な連携の推進		(救急課) 普及講習を開催し、3,386人の参加者が得られ、普及講習に満たない講習と合わせると、24,869人の参加者が講習を受けた。 (地域医療課) 救急告示医療機関数：病院14か所、診療所1か所		(地域医療課) 救急告示医療機関数：病院14か所、診療所1か所

7 被害者支援の充実と推進

施策名及び細施策名	平成30年度取組状況		令和元年度取組予定	
	主な事業	取組内容	主な事業	取組内容
(1) 交通事故相談活動	交通事故相談の実施 交通遺児支援事業の実施 犯罪被害者サポートステーション等の周知 犯罪被害者等相談窓口の設置 自転車損害賠償保険等の周知・加入促進	(区政支援課) 弁護士が相談に対応(予約制) 3箇所 午後1時30分～午後4時まで <緑区役所市民相談室> 毎月第1金曜日 21件 <中央区役所市民相談室> 毎週月曜日 124件 <南区役所市民相談室> 毎月第3月曜日 31件 計 176件 (地域福祉課) 交通遺児への生活支援の一環として、新たに把握した世帯への見舞金の給付を行う他、学校の入学・卒業時の激励金や学用品代として、市社会福祉協議会が寄付金の分配を行った。 平成30年度実績 見舞金の給付 1人(100,000円) 県社協委託事業 激励金の支給 2人(100,000円) 県社協委託事業 寄付金の分配 6人(846,000円) 市社協自主事業	交通事故相談の実施 交通遺児支援事業の実施 犯罪被害者サポートステーション等の周知 犯罪被害者等相談窓口の設置 自転車損害賠償保険等の周知・加入促進	(区政支援課) 弁護士が相談に対応(予約制) 3箇所 午後1時30分～午後4時まで <緑区役所市民相談室> 毎月第1金曜日 <中央区役所市民相談室> 毎週月曜日 <南区役所市民相談室> 毎月第3月曜日 (地域福祉課) 交通遺児への生活支援の一環として、新たに把握した世帯への見舞金の給付を行う他、学校の入学・卒業時の激励金や学用品代として、市社会福祉協議会が寄付金の分配を行う予定。 (各区役所地域振興課・交通・地域安全課) 犯罪被害者支援関係のチラシ等の配架を実施する。
(2) 交通事故被害者等に対する支援		(各区役所地域振興課・交通・地域安全課) 犯罪被害者支援関係のチラシ等の配架を実施した。 (交通・地域安全課) 交通・地域安全課内に設置した本市の犯罪被害者等相談窓口における相談を実施した。相談件数：3件 (交通・地域安全課) 自転車事故の被害者の救済に向け、「相模原市安全に安心して自転車を利用しようよ条例」に規定する自転車損害賠償保険等への加入義務化について、チラシ等を作成し、周知・加入促進を図った。		(交通・地域安全課) 交通・地域安全課内に設置した本市の犯罪被害者等相談窓口における相談を実施する。 (交通・地域安全課) 自転車事故の被害者の救済に向け、「相模原市安全に安心して自転車を利用しようよ条例」に規定する自転車損害賠償保険等への加入義務化について、チラシ等を作成し、周知・加入促進を図る。

8 鉄道交通の安全と踏切道における交通の安全

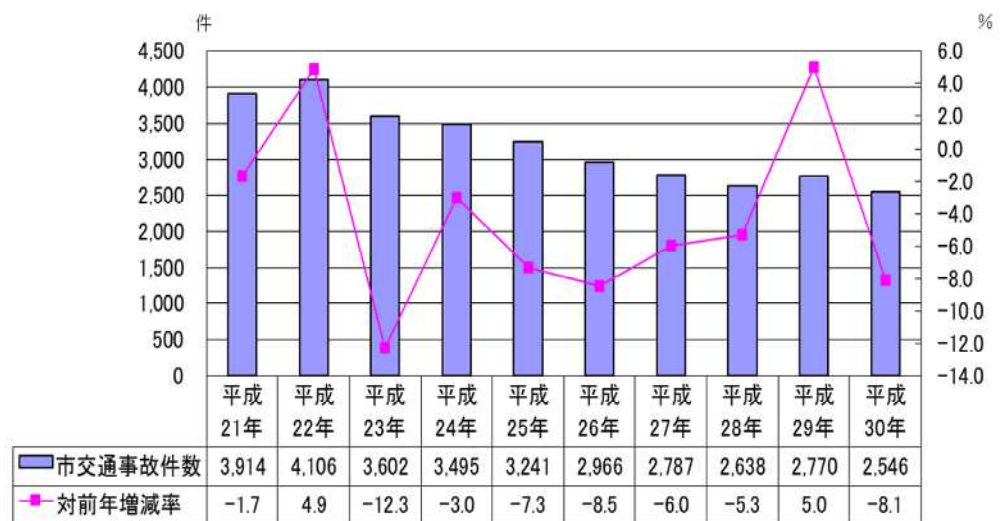
施策名及び細施策名	平成30年度取組状況		令和元年度取組予定	
	主な事業	取組内容	主な事業	取組内容
(1) 鉄道交通の安全	鉄道事業者による安全の確保(施設改修・運行など)	(交通政策課) 相模原市公共交通整備促進協議会及び神奈川県鉄道輸送力増強促進会議を通じ、ホームドアの設置やバリアフリー化等、駅施設の整備について、鉄道事業者3社に要望書を提出した。	鉄道事業者による安全の確保(施設改修・運行など)	(交通政策課) 相模原市公共交通整備促進協議会及び神奈川県鉄道輸送力増強促進会議を通じ、ホームドアの設置やバリアフリー化等、駅施設の整備について、鉄道事業者3社に要望書を提出する。
(2) 踏切道における交通の安全				

【参考資料】

1 交通事故の推移

(1) 事故件数

交通事故件数の推移



平成 26 年以降の年平均件数 2,741 件

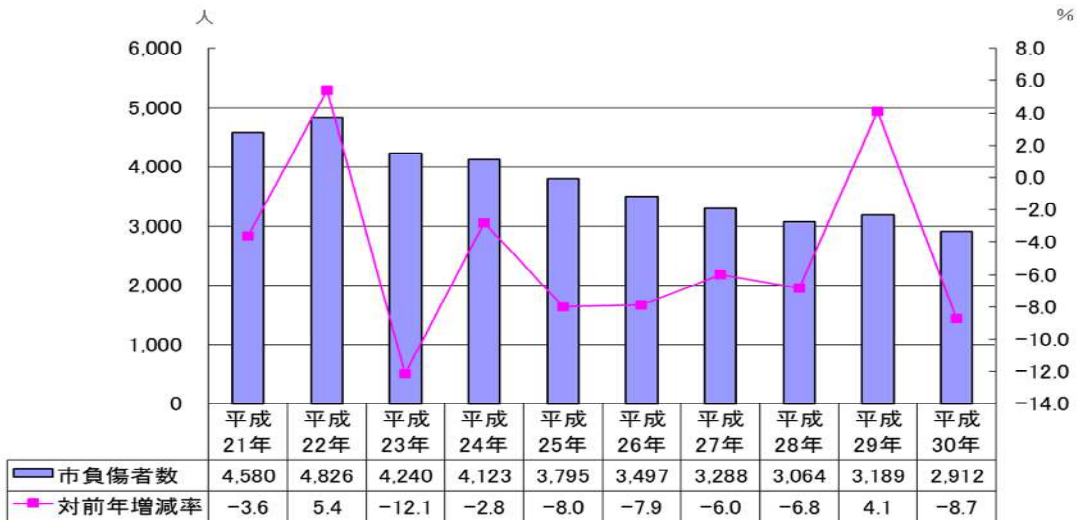
(2) 死者数

交通事故死者数の推移



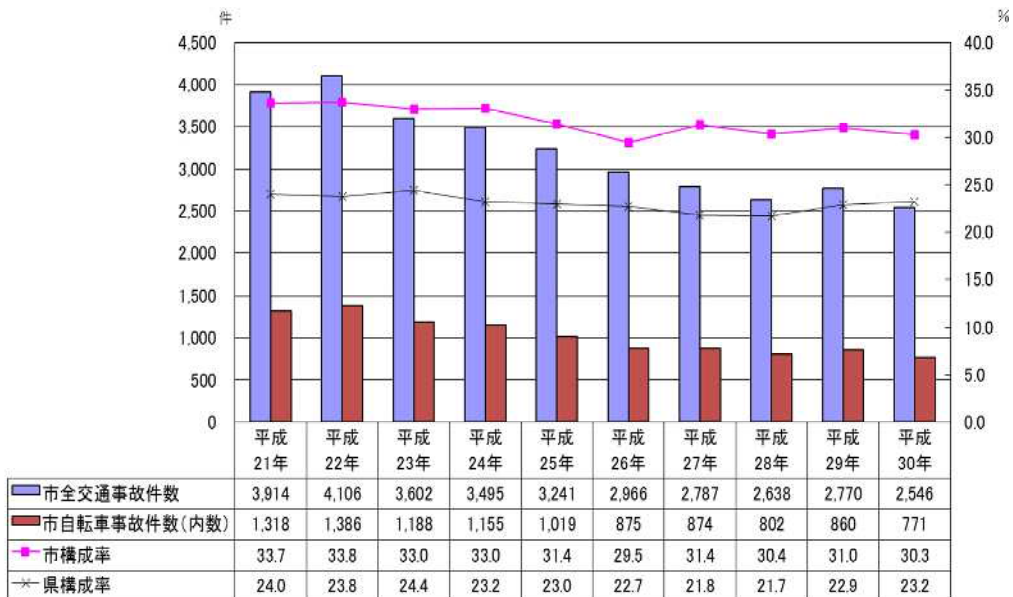
### (3) 負傷者数

交通事故負傷者数の推移



### (4) 自転車の交通事故件数

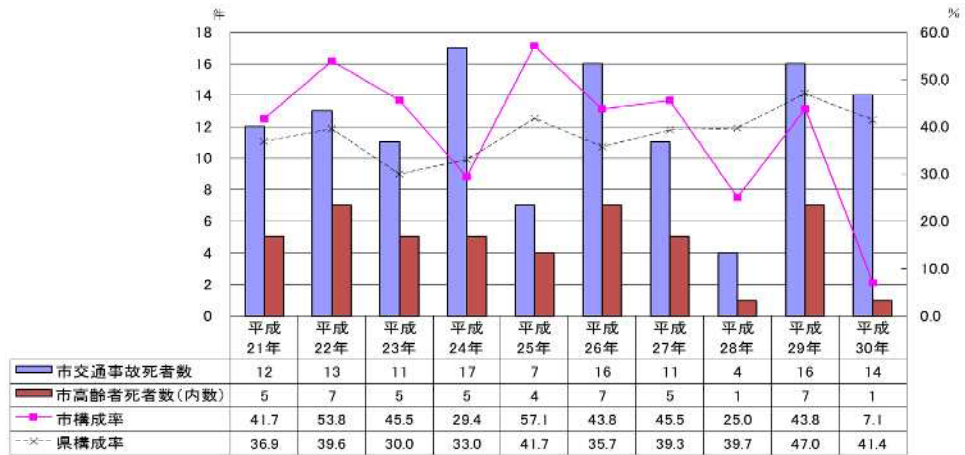
自転車事故件数の推移



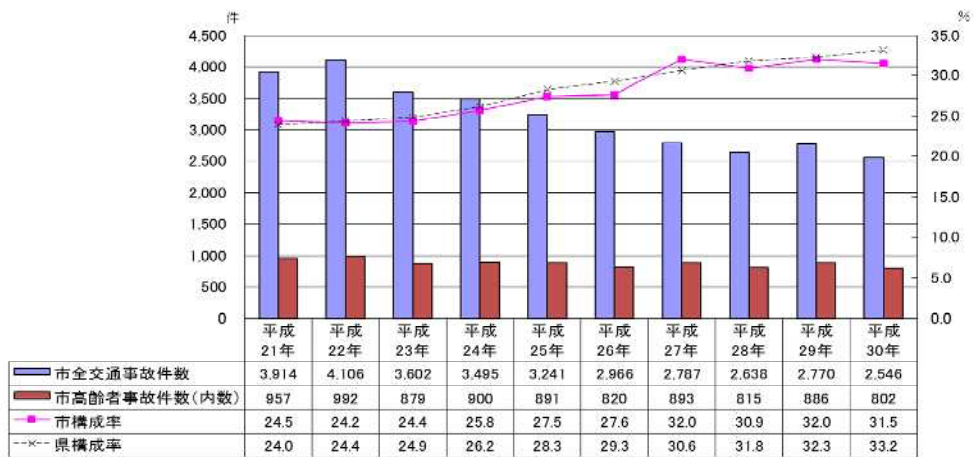
平成 26 年以降の年平均件数 836 件

(5) 高齢者の交通事故件数

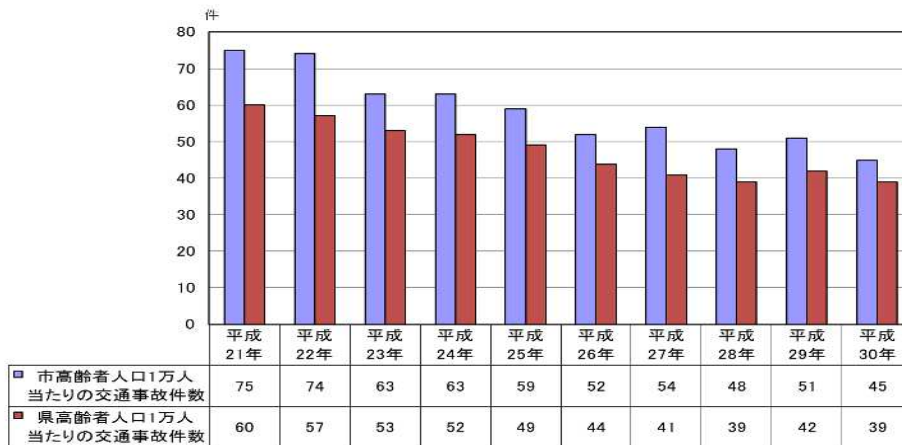
高齢者死者数の推移



高齢者交通事故件数の推移



高齢者人口1万人当たりの交通事故件数の推移



神奈川県統計センター資料より作成



平成30年度 第10次相模原市交通安全計画施策取組状況報告書

発行者 相模原市

編集 相模原市市民局交通・地域安全課

〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号

電話：042-769-8229 FAX：042-757-2941